

○牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例

昭和48年3月20日

条例第4号

改正 昭和48年12月26日条例第20号

昭和49年6月26日条例第17号

昭和51年3月16日条例第10号

昭和53年3月17日条例第4号

昭和54年9月28日条例第11号

昭和58年4月1日条例第2号

平成元年3月15日条例第7号

平成6年9月26日条例第11号

平成7年3月14日条例第7号

平成7年6月26日条例第16号

平成11年3月15日条例第4号

平成14年9月18日条例第21号

平成16年3月31日条例第8号

平成18年9月25日条例第21号

平成19年12月25日条例第16号

平成20年3月14日条例第9号

平成22年9月29日条例第15号

平成26年10月1日条例第14号

平成28年9月16日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者等に対し医療費の一部を助成することによりその保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「重度心身障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者は除く。

(1) 別表第1に定める要件を具備する重度心身障害者(65歳以上75歳未満の者であって、

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の認定を受けた者に限る。）

(2) 別表第2に定める要件を具備する重度心身障害者(65歳以上75歳未満の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の認定を受けた者に限る。)

(3) 別表第3に定める要件を具備するひとり親家庭の父母等

(4) 別表第4に定める要件を具備するひとり親家庭の父母等

2 この条例において「医療に関する給付」とは、次の各号のものをいう。

(1) 医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費

3 この条例において「医療保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）その他規則で定める法令をいう。

（医療費の助成）

第3条 牟岐町は、牟岐町の区域内に居住地を有する重度心身障害者等の疾病又は負傷について医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付（前条第1項第3号又は第4号に該当する者（以下「ひとり親家庭の父母等」という。）のうち母子家庭の母または父子家庭の父に係るものにあつては、入院治療に限る。以下同じ。）が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により重度心身障害者等が負担することとなる費用から、各法の規定による附加給付金等及び規則で定める額を控除した額を規則で定める手続に従い、その者に対し、重度心身障害者等医療費（以下「医療費」という。）として助成する。ただし、重度心身障害者等が当該疾病又は負傷について、医療に関する給付のほかに法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において助成を行わない。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 医療費は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成しない。

- (1) 第1項に規定する者のうち、前条第1項第1号又は第2号に該当する者（以下「重度心身障害者」という。）の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるとき。
- (2) 重度心身障害者等の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は重度心身障害者等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主として重度心身障害者等の生計を維持するものの前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額以上であるとき。
- (3) 第1項に規定する者のうち、ひとり親家庭の父母等が次に掲げる者に該当するとき。
- ア 児童扶養手当法第9条により児童扶養手当が支給されない者又はその者に監護されている児童
- イ 児童扶養手当法第9条の2により児童扶養手当が支給されない者に養育（児童と同居して、これを監護し、かつ、生計を維持することをいう。以下同じ。）されている児童
- ウ 児童扶養手当法第10条により児童扶養手当が支給されない者又はその者に監護されている児童
- エ 児童扶養手当法第11条により児童扶養手当が支給されない者に養育されている児童
- オ 児童扶養手当法第13条の2により児童扶養手当が支給されない者又はその者に監護されている児童、及び同法第13条の2により児童扶養手当が支給されない者に養育されている児童
- 4 第1項に規定する者のうち、前条第1項第1号、第2号（高齢者の医療の確保に関する法律第50条各号のいずれかに該当する者に限る。）又は第3号に該当する者が、規則で定める手続きに従い健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関、保険薬局その他の規則で定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、牟岐町は、医療費として当該医療を受けた者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。
- 5 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、医療費の助成があ

ったものとみなす。

6 第3項第1号及び第2号に規定する所得の範囲及びその額の算定方法は、規則で定める。

(審査支払機関)

第3条の2 牟岐町長は、前条第4項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

(損害賠償との調整)

第4条 牟岐町長は、第3条第1項に規定する者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部又は一部を助成せず、又はすでに助成した医療の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成費の返還)

第5条 牟岐町長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第6条 医療費の助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月26日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、第2条第1項第3号を削る改正規定は、昭和48年7月1日から、その他の規定は同年10月1日から適用する。

附 則（昭和49年6月26日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年7月1日から適用する。

附 則（昭和51年3月16日条例第10号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月17日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年9月28日条例第11号）

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日条例第2号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行し、昭和58年2月1日診療分から適用する。

附 則（平成元年3月15日条例第7号）

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成6年9月26日条例第11号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月14日条例第7号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月26日条例第16号）

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月15日条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月18日条例第21号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第8号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月25日条例第21号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第16号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第3条の2の改正規定は、同年2月1日から施行する。

附 則（平成20年3月14日条例第9号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月29日条例第15号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日条例第14号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第3条第3項第3号ただし書を削り、同号に次のように加える改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成28年9月16日条例第21号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象者	障害の種類	要件
重度心身障害者	(1) 知的障害者	標準化された知能検査によって測定された知能指数が、おおむね35以下と判定され、又は同程度以下と認められる者
	(2) 身体障害者	(1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表（次号において「障害程度等級表」という。）の1級に該当する障害を有する者
		(2) 障害程度等級表の2級に該当する障害を有する者であつて、引き続き3箇月以上、食事、入浴、排便等の日常生活に常に介護を要し、かつ、その状態が継続すると認められる者

別表第2（第2条関係）

対象者	障害の種類	要件
重度心身障害者	(1) 身体障害者	身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表（次号において「障害程度等級表」という。）の2級に該当する障害を有する者のうち、別表第1に該当する者を除いた者
	(2) 重複障害者	標準化された知能検査によって測定された知能指数が、おおむね50以下と判定され、又は同程度以下と認められるもので、かつ、障害程度等級表の3級及び4級に該当する障害を有する者

別表第3（第2条関係）

対象者	区分	要件
ひとり親家庭の父母等	1 母子家庭の母	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（この表及び次表において「配偶者のない女子」という。）で現に義務教育終了前の児童を扶養している者

	2 母子家庭の児童	配偶者のない女子に扶養されている義務教育終了前の児童
	3 父子家庭の父	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子（この表及び次表において「配偶者のない男子」という。）で現に義務教育終了前の児童を扶養している者
	4 父子家庭の児童	配偶者のない男子に扶養されている義務教育終了前の児童
	5 父母のいない児童	母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条第1項に規定する父母のいない児童（次表において「父母のいない児童」という。）のうち義務教育終了前の児童

別表第4（第2条関係）

対象者	区分	要件
ひとり親家庭の父母等	1 母子家庭の母	配偶者のない女子で、現に義務教育終了後18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している者
	2 母子家庭の児童	配偶者のない女子に扶養されている児童のうち義務教育終了後18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	3 父子家庭の父	配偶者のない男子で、現に義務教育終了後18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している者
	4 父子家庭の児童	配偶者のない男子に扶養されている児童のうち義務教育終了後18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	5 父母のいない児童	父母のいない児童のうち義務教育終了後18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

○牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

昭和58年7月1日

規則第5号

改正 昭和59年7月1日規則第2号

昭和61年7月4日規則第2号

昭和62年7月1日規則第5号

昭和63年7月1日規則第4号

平成元年6月30日規則第5号

平成2年7月9日規則第2号

平成3年7月1日規則第4号

平成4年7月1日規則第3号

平成5年7月1日規則第3号

平成6年7月1日規則第3号

平成6年10月1日規則第8号

平成7年3月31日規則第8号

平成7年6月26日規則第10号

平成7年7月1日規則第11号

平成8年7月1日規則第2号

平成9年7月1日規則第5号

平成9年9月1日規則第7号

平成10年7月1日規則第8号

平成11年3月31日規則第4号

平成11年8月1日規則第13号

平成12年8月1日規則第17号

平成16年4月1日規則第3号

平成20年12月22日規則第8号

平成20年12月22日規則第9号

平成20年12月22日規則第10号

平成22年9月29日規則第12号

平成24年8月1日規則第11—1号

平成28年7月13日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第3項の規則で定める法令等）

第2条 条例第2条第3項の規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

2 条例第3条第1項に規定する規則で定める額は、条例第2条第1項第3号及び第4号に定める要件を具備する母子家庭の児童、父子家庭の児童又は父母のない児童が通院治療を受けた時に限り、病院若しくは診療所等（保険薬局を除く）の診療報酬明細書（訪問看護診療費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、1,000円とする。なお、医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により、助成者が負担することになる費用が1,000円に満たないときは、当該金額とする。

3 条例第3条第3項第1号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

区分	扶養親族等の数	金額
条例別表第1第1号、第2号の	0人	159万5,000円
(1)及び第3号に定める要件を具備する者	1人以上	159万5,000円に当該扶養親族等1人につき38万円を加算した額（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等1人につき63万円とする。）

条例別表第1第2号の(2)号に定める要件を具備する者及び別表第2に定める要件を具備する者	0人	159万5,000円
	1人以上	159万5,000円に当該扶養親族等1人につき38万円を加算した額（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族1人につき58万円とする。）

4 条例第3条第3項第2号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

区分	扶養親族等の数	金額
条例別表第1第1号、第2号の1及び第3号に定める要件を具備する者	0人	628万7,000円
	1人	653万6,000円
	2人以上	653万6,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき21万3,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算した額）
条例別表第1第2号の2に定める要件を具備する者及び別表第2に定める要件を具備する者	0人	621万6,000円
	1人	646万5,000円
	2人以上	646万5,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき21万3,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算した額）

5 条例第3条第6項に規定する所得の範囲及びその額の算定方法は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を

有するものとされた旧国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「施行令」という。）

第6条、第6条の2及び第6条の3の規定を準用する。

（受給者証等の交付申請）

第3条 医療費の助成を受けようとする者は、あらかじめ、条例第2条第1項第1号又は第2号に規定する重度心身障害者（以下「重度心身障害者」という。）にあっては、重度心身障害者等医療費受給者認定申請書（様式第1号）を、同項第3号又は第4号に規定するひとり親家庭の父母等（以下「ひとり親家庭の父母等」という。）にあっては、ひとり親家庭等医療費受給者認定申請書（様式第1号の2）を牟岐町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、別表第1又は別表第2に掲げる書類を提示し、若しくは添付しなければならない。

（65歳の者に係る受給者証の交付申請）

第3条の2 受給者証等の交付を受けている64歳の者が満65歳に達する日以降も引き続き医療費の助成を受けようとするときは、満65歳に達する日の7日前までに、重度心身障害者等医療費受給者認定申請書（様式第1号）に別表第1又は別表第2に掲げる書類を添えて、これを牟岐町長に提出しなければならない。この場合において、牟岐町長は、加入医療保険に関するものを除き、申請書の記載又は書類の提示若しくは添付を省略させることができるものとする。

（受給者証等の更新申請等）

第4条 重度心身障害者等医療費受給者証（様式第2号）、重度心身障害者等医療費受給者証（後用）（様式第2号の2）又はひとり親家庭等医療費受給者証（様式第2号の3）（以下「受給者証」という。）の交付を受けている者及び重度心身障害者等医療費受給者認定書（様式第2号の4）又はひとり親家庭等医療費受給者認定書（様式第2号の5）（以下「認定書」という。）の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、重度心身障害者にあっては、毎年6月1日から同月30日までの間に、重度心身障害者等医療費受給者認定更新申請書（様式第1号）を、ひとり親家庭の父母等にあっては、毎年8月1日から同月31日までの間に、ひとり親家庭等医療費受給者認定更新申請書（様式第1号の2）に、別表第1又は別表第2に掲げる書類を添え、これを牟岐町長に提出して受給者証又は認定書（以下「受給者証等」という。）の更新を申請しなければならない。

2 受給者は、受給者証等の有効期間が満了したときは、当該受給者証等を直ちに牟岐町長に返還しなければならない。

（受給者証等の交付）

第5条 牟岐町長は、第3条、第3条の2又は前条に規定する申請書に基づいて医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、重度心身障害者にあつては、重度心身障害者等医療費受給者証等交付（更新・再交付）通知書（様式第3号）により、ひとり親家庭の父母等にあつては、ひとり親家庭等医療費受給者証等交付（更新・再交付）通知書（様式第3号の2）により、受給者証等を申請者に交付しなければならない。ただし、条例第2条第1項第2号に定める要件を具備する重度心身障害者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に該当する者を除く。）及び同項第4号に定める要件を具備するひとり親家庭の父母等が医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、認定書を申請者に交付するものとする。

2 牟岐町長は、医療費の助成を受ける資格を有しないと認めたときは、受給者認定申請却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知しなければならない。

（受給者証等の再交付）

第6条 受給者は、受給者証等を破り、汚し、又は失った場合には、重度心身障害者等医療費受給者証（認定書）再交付申請書（様式第5号）により、その再交付を申請することができる。

2 受給者証等を破り、又は汚した場合の申請には、前項の申請書にその受給者証等を添付しなければならない。

3 受給者は、受給者証等の再交付を受けた後、失った受給者証等を発見したときは、直ちにこれを牟岐町長に返還しなければならない。

（届出）

第7条 受給者は、居住地、氏名、その他の規則で定める事項について変更があったとき、又は医療費の助成を受ける資格を失ったときは、14日以内に重度心身障害者等医療費助成に関する資格内容変更届（様式第6号）により届出なければならない。

2 前項により届出を要する事項とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 助成対象者の居住地、氏名
- (2) 被保険者名
- (3) 保険者名
- (4) 社会保険の種類
- (5) 附加給付
- (6) 資格喪失

(7) 所得状況の変動

- 3 前項各号に規定する届書には受給者証等を添えなければならない。ただし、受給者証等を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって、これに代えることができる。

(療養費助成の手続)

第8条 条例第3条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする者は、重度心身障害者等医療費助成申請書（様式第7号）を牟岐町長に提出しなければならない。

- 2 条例第2条第1項第2号及び第4号に定める要件を具備する重度心身障害者等が、医療費の助成を受けようとするときは、重度心身障害者にあつては、重度心身障害者等医療費助成申請書（様式第7号の3）を、ひとり親家庭の父母等にあつては、ひとり親家庭等医療費助成申請書（様式第7号の4）を、牟岐町長に提出しなければならない。ただし、条例第2条第1項第4号に定める要件を具備するひとり親家庭の父母等で高齢者医療確保法の一部負担金の助成を受けようとするときは、ひとり親家庭等医療費助成申請書（後用）（様式第7号の5）によるものとする。

- 3 前2項の申請書には、当該医療について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付が行われることを証する書類及び医療に要した費用に関する証拠書類、その他牟岐町長が必要と認めた書類を添付しなければならない。ただし、前項の申請書において、牟岐町長が必要と認めた事実が証明できる場合は、当該書類を省略することができる。

- 4 牟岐町は、第1項又は第2項及び第3項の規定により医療費助成について申請書又は請求書の提出があったときは、速やかに助成するかどうか及び助成対象額を決定し、助成することを決定したときは、受給者に対し、決定した額を支払わなければならない。

(支払の特例)

第9条 受給者証の交付を受けた受給者は、次の各号のいずれかに該当する療養を受けた場合を除いて、条例第3条第4項の規定による支払方法をとることができる。

- (1) 徳島県の区域外の医療機関において療養を受けた場合
- (2) 医療保険各法の規定による療養費の対象となる療養を受けた場合
- (3) 高齢者医療確保法の規定による療養費の対象となる療養を受けた場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、牟岐町長が必要と認めた場合

(支払特例の手続)

第10条 受給者証の交付を受けた受給者のうち、条例第3条第4項の規定により医療を受けようとする者は、次条に規定する保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者

証を提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証若しくは組合員証又は受給者証を提出することができない者であつて、受給者であることが明らかな者については、その限りでない。

(保険医療機関等)

第11条 条例第3条第4項に規定する規則で定める保険医療機関等は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局
- (2) 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
(受給者の確認)

第12条 保険医療機関等は、受給者から診療を求められたときは、その者の提出する受給者証等によって、受給者であることを確かめるものとする。

(支払の特例)

第13条 牟岐町長は、条例第2条第1項に規定する重度心身障害者等が、次の各号のいずれかに該当する療養を受けた場合は、当該助成対象者に対して医療費を支給するものとする。

- (1) 徳島県の区域外の医療機関において療養を受けた場合
- (2) 医療保険各法の規定による入院時食事療養費及び療養費の対象となる療養を受けた場合
- (3) 老人保健法の規定による医療に関する給付を受けた場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、牟岐町長が特に必要と認めた場合

(第三者の行為による被害の届出)

第14条 医療費の助成事由が、第三者の行為によって生じたものであるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときはその旨）並びに被害の状況を重度心身障害者等医療費助成事由（被害）届（様式第9号）により、直ちに牟岐町長に届出なければならない。

(口頭による申請等)

第15条 牟岐町長は、第3条、第4条、第6条及び第8条の申請書、請求書又は第7条の届書（以下「申請書等」という。）を作成することができない特別の事情があると認めたときは、申請者、請求者又は届出人の口頭による陳述を当該職員に聴取させたうえで、必

要な措置をとることによって当該申請書等の受理にかえることができる。

- 2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の申請書等の様式に従って書類を作成し、これを陳述者に読み聞かせたうえで、陳述者とともに記名押印しなければならない。

（添付書類の省略等）

第16条 牟岐町長は、この規則の規定により申請書等に添えて提出する書類で、証明すべき事実が公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

- 2 牟岐町長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めたときは、この規則の規定により申請書等に添えなければならない書類を省略し、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

（医療費に関する処分の通知）

第17条 牟岐町長は、医療費の助成に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請者、請求者又は届出人に通知するものとし、医療費の全部又は一部につき不支給の処分をしたときは、その理由を附記しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和58年7月1日から施行する。
- 2 この規則による様式に相当する改正前の牟岐町ねたきり老人等に対する医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式の名称変更に係るものについては、昭和58年7月1日から施行するものとする。

附 則（昭和59年7月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年7月4日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則は、昭和61年7月1日から適用する。

附 則（昭和62年7月1日規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則は、昭和62年7月1日から適用する。

附 則（昭和63年7月1日規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則は、昭和63年7月1日から適用する。

附 則（平成元年6月30日規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項の規定は、平成元年7月1日から、第2条第3項の規定は昭和62年7月1日から適用する。

附 則（平成2年7月9日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項の規定は、平成2年7月1日から適用する。

附 則（平成3年7月1日規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項の規定は、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年7月1日規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項の規定は、平成4年7月1日から適用する。

附 則（平成5年7月1日規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項の規定は、平成5年7月1日から適用する。

附 則（平成6年7月1日規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項及び第3項の規定は、平成6年7月1日から適用する。

附 則（平成6年10月1日規則第8号）

この規則は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成7年3月31日規則第8号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、様式第2号から様式第2号の3の規定については、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成7年6月26日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成7年10月1日から適用する。

附 則（平成7年7月1日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、平成7年7月1日から適用する。

附 則（平成8年7月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成8年7月1日から適用する。

附 則（平成9年7月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年7月1日から適用する。

附 則（平成9年9月1日規則第7号）

- 1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 改正後の「牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則」の様式第7号の3、様式第7号の4、様式第8号の2に相当する改正前の「牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則」の様式第7号の3、様式第7号の4、様式第8号の2による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成10年7月1日規則第8号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第4号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年8月1日規則第13号）

この規則は、平成11年8月1日から適用する。

附 則（平成12年8月1日規則第17号）

この規則は、平成12年8月1日から施行する。

ただし、様式第7号の4については、当分の間使用することができるものとする。

附 則（平成16年4月1日規則第3号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日規則第8号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年2月1日から適用する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則様式第

2号及び様式第2号の3に相当する改正前の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則様式第2号及び様式第2号の3による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成20年12月22日規則第9号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年3月1日から適用する。
- 2 平成20年2月1日前に行われた重度心身障害者等に対する医療に係る費用の助成の請求については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成20年12月22日規則第10号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際改正前の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第5条の規定により交付を受けている75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者（高齢者医療確保法第50条第2号の政令に定める程度の状態にある者に限る。）の受給者証等については、平成20年3月31日限り、その効力を失うものとする。ただし、同日以前の医療費について、牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（昭和48年牟岐町条例第4号）による改正前の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例第3条の助成を受ける場合は、この限りでない。
- 3 牟岐町長は、この規則の施行の日において、前項に規定する者が高齢者医療確保法第50条に該当することを確認したときは、受給者証を交付するものとする。この場合においては、第3条の規定による申請を要しない。
- 4 第2項に規定する者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）がその者の有する受給者証等の有効期間において第3条の規定による申請を行う場合には、同条の規定にかかわらず、牟岐町長は、加入医療保険に関するものを除き、申請書の記載の一部を省略し、又は書類の提示若しくは添付を省略させることができるものとする。
- 5 この規則の施行日前に行われた重度心身障害者等に対する医療に係る医療費助成の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月29日規則第12号）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 改正後の「牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則」の様式第1号の2、様式第2号の3、様式第2号の5、様式第7号の3、様式第7号の4、様式第12号、様式第13号、様式第14号及び様式第15号に相当する改正前の「牟岐町重度心

身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則」の様式第1号の2、様式第2号の3、様式第2号の5、様式第7号の3、様式第7号の4、様式第12号、様式第13号、様式第14号及び様式第15号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成24年8月1日規則第11—1号）

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成28年7月13日規則第15号）

- 1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第2項の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 改正後の「牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則」の様式第1号の2、様式第2号の3、様式第2号の5、様式第3号の2、様式第7号の4及び様式第7号の5に相当する改正前の「牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則」の様式第1号の2、様式第2号の3、様式第2号の5、様式第3号、様式第7号の3及び様式第7号の4による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

別表第1（第3条関係）

	重度心身障害者等医療対象者	提示書類	添付書類
条例第2条第1項第1号に該当する者	知的障害者	医療保険証 療育手帳	1 療育手帳を所持していない者は、児童相談所長等の意見書（様式第10号） 2 その他町長が必要と認める書類
	身体障害者手帳1級所持者	医療保険証 身体障害者手帳	1 その他町長が必要と認める書類
	身体障害者手帳2級所持者	医療保険証 身体障害者手帳	1 医師の証明及び民生委員の意見書（身障2級用）（様式第11号） 2 その他町長が必要と認める書類
条例第2条第1項第2号に該当する者	身体障害者手帳2級所持者	医療保険証 身体障害者手帳	1 その他町長が必要と認める書類

1項 第2 号に 該当 する 者	重複障害者	医療保険証 身体障害者 手帳 療育手帳	1 療育手帳を所持していない者は、児童相談所長等の意見書（様式第10号） 2 その他町長が必要と認める書類
---------------------------------	-------	------------------------------	--

別表第2（第3条関係）

重度心身障害者等医療対象者		提示書類	添付書類
条例 第2条 第1項 第3 号・第 4号に 該当 する ひと り親 家庭 の父 母	① 配偶者と死別又は離婚	医療保険証	1 所得制限対象者課税調査書（様式第12号） 2 戸籍謄本（他町村に本籍のある場合）
	② 配偶者の生死が不明	〃	1 所得制限対象者課税調査書（様式第12号） 2 警察署、その他官公署等の証明書（様式第13号）
	③ 配偶者から遺棄されている	〃	1 所得制限対象者課税調査書（様式第12号） 2 福祉事務所・民生委員等の証明書（様式第14号）
	④ 配偶者が海外にあるため、扶養を受けられない	〃	1 所得制限対象者課税調査書（様式第12号） 2 官公署又は民生委員の証明書（様式第15号）
	⑤ 配偶者が精神・身体の障害により、長期にわたり労働能力を失っている	〃	1 所得制限対象者課税調査書（様式第12号） 2 医師の診断書（様式第10号）
	⑥ 配偶者が法令により長期にわたり拘禁	〃	1 所得制限対象者課税調査書（様式第12号） 2 刑務所、その他官公署等の証明書（様式第10号）
	⑦ 婚姻によらないで父又は母となった	〃	1 所得制限対象者課税調査書（様式第12号） 2 戸籍謄本（他町村に本籍のある場合）
	条例第2条第1項第3号・第4号に該当する父母のない児童	〃	1 所得制限対象者課税調査書（様式第12号） 2 上記①から⑦に準じ、その事実を明らかにする書類

様式 略